

をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第七条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)及び第十条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

第十八条 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、令和六年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和六年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二 五 (略)

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上

七 (略)

上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第二十条 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号及び第三十九条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

第十一條 (特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)  
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。附則において「特別養護老人ホーム基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

目次

第一章 (略)  
第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第二条―第三十一条の二)

附 則

第十八条 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十六年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二 五 (略)

(新設)

六 (略)

第二十条 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号及び第三十九条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

改 正 前

目次

第一章 (略)  
第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第二条―第三十一条)

(傍線部分は改正部分)

第三章（第六章）（略）  
第七章 雑則（第六十四条）

附則

（趣旨）

第一条 特別養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 （略）

二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第三項第一号及び第四項第一号八、第三十五条第三項第一号及び第四項第一号イ(4)、第五十五条第三項第一号及び第四項第一号八、第六十一条第三項第一号及び第四項第一号イ(4)並びに附則第三条第一項（第十一条第四項第一号八及び第五十五条第四項第一号八に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十五条第四項から第六項まで（第五十九条において準用する場合を含む。）、第十六条第八項、第二十二條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第二十四條の二（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第二十六條第二項（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第二十八條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十一條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十一條の二（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十六條第六項から第八項まで（第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十七條第九項、第五十七條第八項及び第六十二條第九項の規定による基準

四 （略）

（基本方針）

第二条 （略）

254 （略）

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（職員の専従）

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第三章（第六章）（略）

附則

（趣旨）

第一条 特別養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 （略）

二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第三項第一号及び第四項第一号八、第三十五条第三項第一号及び第四項第一号イ(4)（床面積に係る部分に限る。）、第五十五条第三項第一号及び第四項第一号八、第六十一条第三項第一号及び第四項第一号イ(4)（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第三条第一項（第十一条第四項第一号八及び第五十五条第四項第一号八に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十五条第四項から第六項まで（第五十九条において準用する場合を含む。）、第十六条第八項、第二十二條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第二十八條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十一條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十六條第六項から第八項まで（第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十七條第九項、第五十七條第八項及び第六十二條第九項の規定による基準

四 （略）

（基本方針）

第二条 （略）

254 （略）

（新設）

（職員の専従）

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならぬ。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第四十条第二項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同

(運営規程)

第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 〇七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 (略)

(非常災害対策)

第八条 (略)

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(処遇の方針)

第十五条 (略)

2 〇五 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(施設長の責務)

第二十三条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第二十四条 (略)

2 (略)

じ）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 〇七 (略)

(新設)

八 (略)

(非常災害対策)

第八条 (略)

2 (略) (新設)

(処遇の方針)

第十五条 (略)

2 〇五 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(施設長の責務)

第二十三条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十四条の二 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第二十六条（略）

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二（略）

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四（略）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十一条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二（略）

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

2・4（略）

（虐待の防止）

第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（新設）

（新設）

（衛生管理等）

第二十六条（略）

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二（略）

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四（略）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十一条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一・二（略）

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

（新設）

2・4（略）

（新設）

- 二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。(運営規程)

第三十四条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 (略)

(設備の基準)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) (略)

(4) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(削る)

(削る)

(5) (9) (略)

ロ二 (略)

二〇四 (略)

5・6 (略)

(サービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

2・7 (略)

(基本方針)

第三十三条 (略)

2 (略)

(新設)

(運営規程)

第三十四条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇八 (略)

(新設)

九 (略)

(設備の基準)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) (略)

(4) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(5) (9) (略)

ロ二 (略)

二〇四 (略)

5・6 (略)

(サービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

2・7 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (勤務体制の確保等)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十二条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

一〇七 (略)

二〇八 (略)

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二〇五 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (勤務体制の確保等)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

第四十二条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

(職員の配置の基準)

第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一〇七 (略)

二〇八 (略)

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二〇五 (略)

10～15 (略)  
(地域との連携等)

**第五十八条** 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)  
(準用)

**第五十九条** 第二条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十一条の二の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九条において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第五十七条及び第五十八条並びに第五十九条において準用する第七条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十一条の二」と読み替えるものとする。

(設備の基準)  
**第六十一条** (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) (略)

(4) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(削る)

10～15 (略)  
(地域との連携等)

**第五十八条** 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)  
(準用)

**第五十九条** 第二条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十一条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九条において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第五十七条及び第五十八条並びに第五十九条において準用する第七条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十一条」と読み替えるものとする。

(設備の基準)  
**第六十一条** (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) (略)

(4) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(削る)

<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 設備及び運営に関する基準 (第三条 第三十三條の二)</p>	<p>改 正 後</p>	<p>第十二条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成二十年厚生労働省令第百七号。附則において「軽費老人ホーム基準」という。)の一部改正</p>	<p>(削る)</p> <p>(5) (9) (略)</p> <p>ロ (2) (略)</p> <p>二 (4) (略)</p> <p>5 (7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第六十三條 第三条から第六條まで、第八條、第九條、第十二條の二から第十四條まで、第十八條、第二十條から第二十三條まで、第二十四條の二、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條、第三十一條の二、第三十三條、第三十四條、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで及び第五十八條の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九條第二項第三号中「第十五條第五項」とあるのは「第六十三條において準用する第三十六條第七項」と、同項第四号中「第二十九條第二項」とあるのは「第六十三條において準用する第二十九條第二項」と、同項第五号中「第三十一條第三項」とあるのは「第六十三條において準用する第三十一條第三項」と、第二十三條第二項中「第七條から第九條まで及び第十二條の二から第三十一條の二まで」とあるのは「第六十二條並びに第六十三條において準用する第八條、第九條、第十二條の二から第十四條まで、第十八條、第二十條から第二十三條まで、第二十四條の二、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條、第三十一條の二、第三十四條、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで及び第五十八條」と読み替えるものとする。</p> <p>第七章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第六十四條 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法)その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 設備及び運営に関する基準 (第三条 第三十三條)</p>	<p>改 正 前</p>	<p>「(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)」という。)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>(5) (9) (略)</p> <p>ロ (2) (略)</p> <p>二 (4) (略)</p> <p>5 (7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第六十三條 第三条から第六條まで、第八條、第九條、第十二條の二から第十四條まで、第十八條、第二十條から第二十三條まで、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條、第三十三條、第三十四條、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで及び第五十八條の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九條第二項第三号中「第十五條第五項」とあるのは「第六十三條において準用する第三十六條第七項」と、同項第四号中「第二十九條第二項」とあるのは「第六十三條において準用する第二十九條第二項」と、同項第五号中「第三十一條第三項」とあるのは「第六十三條において準用する第三十一條第三項」と、第二十三條第二項中「第七條から第九條まで及び第十二條の二から第三十一條まで」とあるのは「第六十二條並びに第六十三條において準用する第八條、第九條、第十二條の二から第十四條まで、第十八條、第二十條から第二十三條まで、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條、第三十四條、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで及び第五十八條」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>